

## 西東京市表彰等制度検討懇談会設置要綱

### 第1 設置

(仮称)西東京市名誉市民条例(以下「条例」という。)の制定及び市表彰制度に関する検討を行うに当たり、幅広く市民や学識有識経験者等と意見を交換し、条例の制定及び市表彰制度に反映させるため、西東京市表彰等制度検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### 第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について懇談し、市長に対し意見を述べる。

- (1) 条例の制定及び市表彰等制度に関する意見交換
- (2) その他市長が必要と認めること。

### 第3 組織

懇談会は、委員5人をもって構成する。

#### 2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者 2人
- (2) 市内の公共的団体の代表者 2人
- (3) 一般公募による市民 1人

### 第4 任期

委員の任期は、第2の規定による所掌事項が終了したときまでとする。

### 第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### 第7 公開

懇談会は、原則公開で行うものとする。

### 第8 謝金

懇談会出席者への謝金は、第3第2項第1号に規定する学識経験者は日額5,000円とし、同項第2号に規定する市内の公共的団体の代表者及び同項第3号に規定する一般公募による市民は日額2,000円とする。

### 第9 庶務

懇談会の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

### 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。